マイナンバーカードを取得して『マイナポイント』を受け取りましょう

マイナポイント第２弾でマイナポイント（最大２万円分）を取得するためには、マイナンバーカードを取得する必要があります。

マイナンバーカードの申請方法は、次の５通りです。

①スマートフォンで申請
②パソコンで申請
③証明用写真機での申請
④郵便で申請
⑤町民福祉課で申請

マイナンバーカードは、確定申告や健康保険証として利用できるだけでなく、コンビニでの住民票などの発行（田布施町では令和４年度中に導入予定）にも利用できます。

マイナポイントの対象となるカードの申請期限は12月末までとなっていますので、早めの申請をお願いします。

マイナポイント事業公式サイト『マイナンバーカードの取得方法』

マイナンバーカードの健康保険証利用について（厚生労働省）

公金受取口座登録制度（デジタル庁）

◇マイナンバーカード交付申請書（J-LIS からの送付）を活用しましょう

マイナンバーカードをまだお持ちでない人を対象に、11 月中旬から 12 月上旬にかけて、オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書が、『地方公共団体情報システム機構（J-LIS)』より順次送付されます。

申請書に記載の QR コードをスマートフォンなどで読み取ることにより、簡単に申請ができます。

※すでにマイナンバーカードを申請･取得した人に案内が行き違いで届いた場合、改めての申請は不要です。

＝ 次の人には、交付申請書は送付されません ＝

① 75 歳以上で、令和２年度または令和３年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている人

②令和４年１月１日以降に出生または国外から転入した人

※出生時または転入時に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、個人番号通知書などと一緒に交付申請書が送付されています。

③在留期間の定めのある外国人住民の人

※地方出入国在留管理局でマイナンバーカードの交付申請などについてお知らせをしています。

④配偶者からの暴力（DV)、ストーカー行為など、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している人

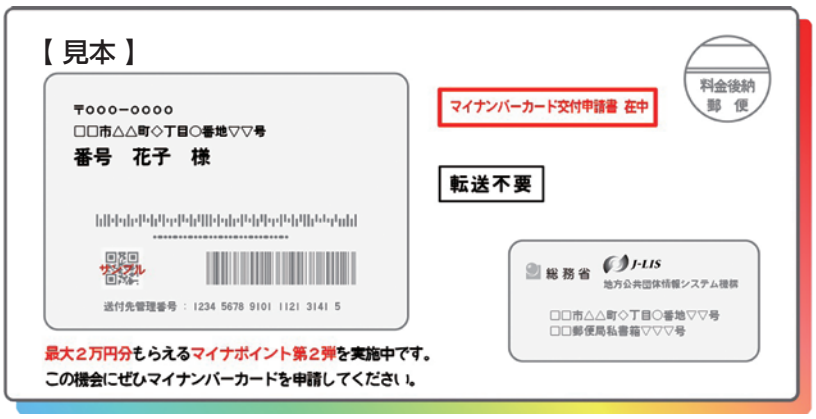

◇問合せ先
町民福祉課住民係（１階②窓口）
☎ 52-5811